

一 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が十人以下の場合は、提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が一人以上確保されていること、又は、利用者の数が十人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

第百八十七条第一項に次の一号を加える。

四 診療所（前二号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すことに一以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を一人以上配置していること。

第百八十八条第一項第三号中、「診療所である」を、「診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である」に改め、同項に次の一号を加える。

四 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。

イ 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートルとすること。

ロ 食堂及び浴室を有すること。

ハ 機能訓練を行うための場所を有すること。

第百八十八条第二項中、「第三号」の下に、「及び第四号」を加える。

第百八十九条中、「若しくは診療所」を削り、「療養病床に係る病室」の下に、「診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室」を加える。

第百九十三条に次の一号を加える。

三 診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、指定介護予防短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数

附則第五條を次のように改める。

第五條 削除

附則

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第三十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五條の十三第一項及び第二項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月十三日

厚生労働大臣 舩添 要一

指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令

指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第五項中、「場合にあつては」を、「場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは」に、「一とする」を置かない」に改める。

第四十七條の見出しを（登録定員及び利用定員）に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスと一日当たりの利用者の数の上限をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

一 通いサービス 登録定員の二分の一から十五人まで

二 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の三分の一から九人まで

第四十八條第二項第一号を次のように改める。

一 居間及び食堂 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

第四十八條第二項第二号八中（通いサービスの利用定員の三分の一から九人までの範囲内において指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が定める一日当たりの利用定員の上限をいう。以下同じ。）を削る。

附則

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第三十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十七條第一項から第三項までの規定に基づき、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月十三日

厚生労働大臣 舩添 要一

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部を改正する省令

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号を次のように改める。

四 支援相談員 一以上（入所者の数が百を超える場合にあつては、常勤の支援相談員一名に加え、常勤換算方法で、百を超える部分を百で除して得た数以上。）

第二条第一項第五号中、「又は作業療法士」を、「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

附則

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第三十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一條第十二項、第四十二條の第二十項、第四十六條第八項、第四十八條第八項、第五十三條第八項、第五十四條の第二十項及び第五十八條第八項の規定に基づき、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月十三日

厚生労働大臣 舩添 要一

介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令

介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号）の一部を次のように改正する。